

平成30年度第1回尾張旭市子ども・子育て会議録

- 1 開催日時
平成30年5月31日（木）
開会 午後1時15分
閉会 午後3時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 講堂1
- 3 出席委員
矢藤誠慈郎、金森俊輔、石田洋子、速水一美、加藤多美、水野寿美代、神野みつ美、梶川喜和子、富田紀子、小坂信行、泉原沙弓、清水真奈 12名
- 4 欠席委員
近藤信綱、加藤昌恵 2名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
こども子育て部長 阿部智晶、こども未来課長 松野宏美、
保育課長 加藤剛、保育課指導保育士 加藤初代、
こども課長 後藤収、こども課子育て支援室長 三浦明美、
保育課長補佐 齊場哲也、こども課こども係長 小椋基美、
こども未来課こども政策係長 久野善之、
こども未来課こども政策係 竹内雄紀
- 7 議題等
 - (1) 保育園、放課後児童クラブの入園状況について
 - (2) 子育て支援施策の検証について
 - (3) 認定こども園の普及促進に関する対応方針について
- 8 配布資料
 - ・保育園、放課後児童クラブの入園状況について・・・資料1
 - ・子育て支援施策の検証について・・・資料2
 - ・認定こども園の普及促進に関する対応方針について・・・資料3
- 9 会議の要旨

(発言者名)	(発言内容)
事務局（部長）	皆様、こんにちは。 本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただ今から、平成30年度第1回尾張旭市子ども・子育て会議を開会させていただきます。 私は、今年度からこども子育て部長を勤めています阿部と申します。よろしくお願いいたします。 本日は、平成30年度の第1回目の会議でございます。委員の所属団体等における役員改選等に伴いまして、当会議委員も新旧交代された方がみえますので、事務局からお伝えいたします。
事務局 （こども政策係長）	前回会議を持ちまして、退任された委員の方々です。 愛知県瀬戸保健所の原口浩美委員。 尾張旭市小中学校PTA連絡協議会の伊達里美委員。 尾張旭市地域活動連絡協議会の酒井美幸委員。 以上、3名の方が退任されました。 次に、新たに委員となられる方を御紹介いたします。 お名前をお呼びしましたら、簡単に一言御挨拶をお願いいたします。 愛知県瀬戸保健所から石田洋子委員。 尾張旭市地域活動連絡協議会から梶川喜和子委員。 本日は欠席してみえますが、尾張旭市小中学校PTA連絡協議会から加藤昌恵委員が新たに委員となりました。 なお、任期途中に交代した委員の任期は、本会議条例第4条第2項に基づき前任者の残りの任期となり、平成31年10月末までが任期となります。 新たに委員になられた皆様には、在任委員の紹介を机上の名簿配布で代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
事務局（部長）	続きまして、本年度の事務局を紹介いたします。人事異動により、新たに事務局職員となりました3名を紹介します。 こども子育て部長 阿部智晶です。 こども課こども係長 小椋基美です。 こども未来課主事 竹内雄紀です。 以上の3名が新たに事務局職員を務めますのでよろしくお願いいたします。 その他の事務局職員につきましては、机上の名簿配布により紹介させていただきます。

事務局（部長）	次に欠席委員について報告をいたします。 近藤信綱委員、加藤昌恵委員から本日の会議を欠席される旨の連絡がございました。 本日の出席委員は12名で、過半数以上の出席をいただいております。従いまして、本会議条例第6条第2項の規定による定足数に達しております。 なお、この会議は公開しておりますので、傍聴席を設けるほか、会議録を作成し、市ホームページ等で公表してまいりますので、委員の皆様には御了承いただきますようお願い申し上げます。 それでは、以降の会議の進行につきまして、議長である矢藤会長をお願いいたします。
会長	それでは、これより、私が会議を進めてまいりますので、委員の皆様よろしく申し上げます。 児童福祉法の第1条には、全ての子どもの権利の保障が謳われており、第2条では子どもの最善の利益を優先するよう国民全員が努めることとされております。 平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度は、それを具体化するための制度であり、全体的な子どもへの支援について、計画や施策等への意見を出し、市の行政に役立ててもらうのがこの会議の趣旨であります。 子ども・子育て会議は国にも設置されており、各自治体にも設置されることになっております。皆様、様々な立場があると思いますが、それぞれの立場から意見をいただき、尾張旭市の子どもの最善の権利を保障するための議論を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。 本日は、午後3時を終了時間の目安に進めていきたいと思っておりますので、積極的に忌憚のない発言を頂戴したいと思いますので、できるだけ簡潔にさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。 それでは以後、事前に配布しております次第に従い進めてまいります。 議題（1）「保育園、放課後児童クラブの入園状況について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (こども政策係長)	議題の(1)「保育園、放課後児童クラブの入園状況について」資料1を用い、平成30年4月時点の保育園、放課後児童クラブの状況についてお伝えいたします。 上段が保育園の状況で、表は平成26年度から平成30度までの5年間の状況を記載しており、1段目が年度、2段目は新規の申込者数、3段目は待機児童数、4段目は待機児童が発生している3歳未満児の受入定員の拡充数を記載しています。 表の下黒丸の1点目、新規申込者数は、概ね横ばいで推移しています。黒丸の2点目、待機児童数については、平成27年度の34人が最も多く、徐々に減少し、平成29年度は15人でした。平成30年度については、人数がまとまっておりませんので横バー表示にしていますが、待機児童の解消には至っておらず、概ね平成29年度と同数程度となる見込みです。 黒丸の3点目は前年度と比べた定員の増加状況です。新たに開設した小規模保育事業所、旭前わかば保育園の定員が19人増、あさひちいさないえほいくえんの定員が4人減りましたので、前年比では15人の増となります。 次に下段が小学校の放課後児童クラブの状況で、表の構成は保育園と同じです。 本市における放課後の居場所としましては、公立の児童クラブと民間運営の学童クラブの2種類がありますが、この表の数字は公立児童クラブのみの状況となっておりますので、御承知置きください。 表の下黒丸の1点目、申込者数は毎年増加しており、平成26年度から約280人増加しています。 表の三段目、待機児童数は平成29年度の14人から23人増加し、37人が4月時点の人数となります。表下、黒丸の2点目で内訳を記載しております。旭・東栄・本地ヶ原の3小学校区で内訳の人数が生じていました。 少し目を上に戻して、※印が2つあります。 1つ目が公立児童クラブの定員拡充状況で、三郷小学校区では既存の専用棟に加え、新たに校舎内の家庭科室を共同利用することで35人の定員を増やしました。これにより、三郷小学校区では待機児童を解消することができました。 下段、本地原小学校区では恒常的な定員増ではありませんが、夏休み枠を設けることで、通常時の申込みを抑えることができないかということで、約40人分、夏休みの専用枠を設けます。 ※の2つ目は民間学童クラブの定員拡充状況です。
--------------------------	---

事務局 (こども政策係長)	城山小学校区のあおぞら学童クラブでは、既存施設の２階を改修し約４０人の定員増を、旭小学校区では、同校区で民間学童クラブを運営していた事業者が、追加で学童クラブ１箇所を新設し、約４０人の定員を増加しました。 一番下の黒丸です。公立民間を合わせた定員増加は、約１１５人となりました。 民間学童クラブの定員拡充数がはっきりした数字ではなく、「約４０人」としている理由は、学童クラブの運営単位は「概ね４０人」となっておりますが、申し込んだ全ての子どもたちが毎日利用するのではなく、曜日により利用者が異なる場合もありますので、４０人を超えて登録を受け入れているところがあります。そのため「約４０人」と表現しております。
会長	ありがとうございます。この件と関連しますので、本日追加で配布のありました幼稚園の状況も続けて説明をお願いします。
事務局 (こども政策係長)	追加資料、幼稚園の状況を説明させていただきます。 小学校就学前の子どもが利用する教育・保育施設としては保育園、幼稚園があり、幼稚園の状況も見なければ市全体のことを考えるのが難しいと思いますので、取急ぎ平成３０年４月時点の市内４つの幼稚園、市外で尾張旭市民の利用が多い幼稚園の状況をまとめました。 上段が尾張旭市内にある幼稚園の状況です。 市内には、愛英本地幼稚園、旭富士幼稚園、しらぎく幼稚園、東春暁幼稚園の４つの幼稚園があります。 幼稚園名の横に「認可定員数」を記載しておりますが、この人数は開設当時の定員数でして、実際の受入定員に関しては、県の私学振興室と調整しながら調節しておられると聞いておりますので、認可定員数が受入可能な子どもの人数ではありません。徐々に利用者が減少してきているという状況があると伺っております。 ４月時点におきまして、愛英本地幼稚園は１６３人の児童が利用しており、内７０人が尾張旭市の児童です。その他３園の状況は表のとおりです。 下段は市外の幼稚園の状況です。利用人数の見方は、先ほどと同様です。幼稚園については、市域を超えて選択でき、バス送迎も実施しておりますので、隣接する名古屋市や瀬戸市の幼稚園をかなりの人数が利用している状況です。 なお、この資料の市外幼稚園は主なところのみを記載しており、幼稚園の利用総数とは異なりますので御注意願います。

会長	ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、何か御質問・御意見等があればお願いしたいと思います。 本市では、待機児童の解消に向け、新制度で認可事業とされた小規模保育事業の整備を進めてきておりますが、そうしたことを保護者に周知されているのでしょうか。
神野委員	保育課には保育コーディネーターが配置されているとお聞きしました。その方が保育園や幼稚園のことについて保護者の方の対応をしてみえるとのことでした。
会長	利用者支援事業のことになるのでしょうか。
事務局（保育課長）	利用者支援事業とは異なり、本市独自の事業として保育士資格を持った嘱託職員を配置しています。御家庭のことや働き方などをお聞きしながら、保育園などについて相談者の状況に寄り添って相談、助言を行っています。
会長	そのことの案内はどこかにありますか。
事務局（保育課長）	朝9時から午後4時まで電話でも窓口でも相談していただける旨を市の広報誌に掲載しています。 小規模保育事業などについても、相談をいただきましたら、空き状況などをも含めて御案内しています。
会長	市の広報誌以外に周知方法はありますか。
事務局（保育課長）	今の保護者の方はホームページを御覧になられることが多いと思いますので、そちらにも園の情報などを載せています。ただ、空き状況などは日々変動しますので、掲載していません。 あと、本日配布しております「のびざかり」という情報誌にも保育園に関することが載っていますので、それをお渡ししながら案内を行っています。
会長	私からの意見です。こうしたことについて、より積極的な呼び掛けが必要だと思います。 他市では、そうした情報やイベントなどのことも含めて「子育てコンシェルジュ便り」といったものを毎月発行し、病院やショッピングセンターの授乳室などといった、子育て中の保護者の目に付きやすいところに設置しているところもあります。 市の広報やホームページを見る方は、既に関心をお持ちです。ネグレクトや虐待が発生するとき、保護者は子育て支援に無関心な場合が多く、自ら情報を取りに行くことをしません。本当に支援が必要なところへ情報を届けることが必要です。保育所を利用する保護者は、そうでない保護者に比べて不適切な養育が少なくなる傾向があるという調査結果もあります。 積極的な情報周知を行うことが、より多くの子どもを救うことができたり、健全な育成につながるのではないかと思います。

会長	そうした観点で、どこかに設置するだけでなく、何か困ったことがあった時などにすぐ思い浮かぶよう、乳幼児全戸訪問事業などの際に各家庭に配るくらい積極的に周知していただきたいと思います。
神野委員	そうした資料があれば、ファミリーサポートセンターで説明をする際にも一緒に配布することもできるので検討してください。
会長	ありがとうございます。積極的な御提案をいただきました。その他にいかがでしょうか。
事務局（部長）	本市では、保健福祉センターの中に母子保健や子育て相談などの担当部署を集約しており、新しい事業として保健師、助産師を子育てコンシェルジュとして配置したところです。 そうした色々な職種の職員が、それぞれの立場の支援をより深く理解し有機的な働き掛けができるよう、関係職員の情報共有会を開催するといった取組も始めてまいります。先ほど会長から「コンシェルジュ便り」という紹介もいただきました。市の取組を保護者の皆様に伝えていくことは大切なことだと認識していますので、御意見もいただきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	制度に関しては、専門的なところがあります。内閣府の作成している子ども・子育て支援新制度のサイトを見ていただくと、一般向けに非常に分かりやすいパンフレットがありますので、よろしかったら御覧になってください。
清水委員	尾張旭市に転入する前は春日井市に住んでいました。 春日井市では、働いていない母親であっても、兄弟の用事や通院、リフレッシュなどのため、確か月10日まで一時保育を利用できる制度がありました。尾張旭市にはそうした制度が無く、児童クラブ・学童クラブも親の就労が前提となっているので、急な用事や、子供を連れていけない用事などがあるときに預けられる施設が全くありません。待機児童が生じている状況で、それ以外まで預かることが難しいことは分かりますが、母親の立場としては、今後、就労だけでなく、母親のため、家族のためというところに主眼を置いていただけるとありがたいと思います。 また、春日井市では、小学校の放課後に「なかよしクラブ」という、登録制で低料金の預かり施設があります。児童クラブよりは預かり時間が短いですが、就労でなくても利用できます。 私は民間の学童クラブを利用しているのでいいのですが、児童クラブほど遅くまで預かってもらう必要はないが、学校行事やこの会議のような社会活動に参加したいと思っても、子どもが15時に帰ってくるので参加が難しいという人もいると思います。

清水委員	1年生に鍵を渡して1人で留守番は難しいので、児童クラブまでは必要ないが、何かの必要が生じたときに預かってくれるサービスを検討してほしい。そうすれば、保育園や児童クラブの定員枠が助かる部分もあると思います。
事務局 (こども未来課長)	本日の議題に関しましては、親の就労等を要件とするサービスの対応についての説明となっております。 制度的には、親の就労等の事由に伴う子ども預かりというところからスタートしてきましたが、現在では、親の就労状況等に左右されることなく、全ての子どもの権利を踏まえて居場所づくりを行う必要があるという流れに動いてきています。 国においても、厚労省と文科省が一緒になり「放課後子ども総合プラン」という計画を掲げ、全ての子どもの居場所づくりを一体的・連携して進める必要があるとしています。 本市におきましても、こうした方針を踏まえて放課後の子どもの居場所づくりを検討しようと考えております。昨年度も取組を検討しましたが、今年こそはという意気込みで、子育て支援部門だけでなく、教育委員会とも連携して検討を行い、今年度末までには方策を固めたいと考えております。
会長	今日お配りいただいている「のびざかり」に一時保育のことがいくつかの園で実施していると記載されています。
事務局（保育課長）	一時保育については、私どもの周知不足があるかと思いますが、週3日以内くらいの就労であれば年間を通じて利用していただけます。それから、出産や入院の間だけ見て欲しいという方もみえますので、連続する2週間以内の必要な期間という形であれば、就労でなくても一時保育を利用していただけます。 ですが、急に上の子どもが発熱したから下の子を預かって欲しいというような場合、当日での対応はできないところが課題とは思います。 それから、保護者のリフレッシュということでは、直営の保育園では実施していませんが、民間運営のレイモンド庄中保育園では独自事業としてリフレッシュの一時保育を実施しています。そうしたことについても周知に努めてまいりたいと思います。

会長	今の話をお聞きして思うのですが、他市では一時保育をもっと実施しているところもあるわけで、本市も実施できる余地があるはずだと思います。 清水委員の発言のとおり、今の施策は働いている方に注目して制度が整備されてきたものですから、全ての子どもの最善の利益を考えた場合、誰でも子育てしやすいということが非常に重要になります。女性が働いていて何か言われる、逆に専業主婦は肩身が狭いとか、これはいずれもよろしくないわけです。生活の中でどのような形であっても、どのような突発的なことであっても行政が対応できるような、昔は村社会で支え合っていたところがありますが、そうした状況でない中で尾張旭市に引っ越してみえた方々を市として対応できるような形を工夫する余地があるのではないかと思います。そうでなければ、子育てしていることは本当にストレスになってしまう。 出来ることからでいいので、出来る工夫は速やかに進めてもらいたいと思います。
水野委員	私は学童クラブ連絡会として会議に出てきております。 現在、民間学童クラブでは就労証明をいただいていません。また、週当たりの利用日数についても、民間学童クラブは週1日利用から可能です。ですので、ただ今の件について対応できています。 私たちは、子どもの居場所づくりを本当に大切に考えていますので、保護者の方の都合に合わせて利用していただくのがいいと思っています。 就労を要件に考えると、会社を午後5時に終えて、30分後に迎えに来ることができるということになりますが、私たちは、ちょっと一息お茶でも飲んで、心にゆとりを持って迎えに来てください。午後7時まで待っていますということをアピールしていますが、私たちもまだまだPR不足かなと思います。

清水委員	私は学童クラブを利用しているので、そうした学童クラブの姿勢などをよく知っています。 公立の児童クラブは3年生までで定員が溢れ、4年生になると出て行かなければいけないとよく聞きます。前回の会議で水野委員から4年生になったら自宅で留守番ができるように子ども達を支えていくという話がありましたが、それでは私の家は難しいと判断して民間の学童クラブに1年生から入れる選択をしました。ですが、民間は費用が随分高くなってしまいます。 私は東栄小学校区に住んでいるのですが、東栄校区には民間学童が多いので、公立児童クラブに力を入れてもらえていないと思います。他の小学校区のように公立で全てを受け入れるようなことは無さそうと思うんです。ですが、公立の方が利用料が安いので公立に預けることができるようお願いしたいと思います。
会長	恐らく全体のグランドデザインのようなものが必要で、民間さんも財政的に厳しい中で運営していると思いますが、そうしたところに市から財政的な補助を行えば補助者の負担は減らせると思います。これは、そのための財源をどうするかということとセットで考える必要がありますが。 様々な条件がある中で、全体に目配りしながら、財政的なことも含めて、今後の検討を進めてほしいと思います。また、そういったこともこの会議の中で議論できればと思います。
事務局 (子育て支援室長)	後ほどお伝えしようと思っておりましたが、本日お配りしている「のびざかり」という冊子ですが、これは、子育てに役立つ情報を提供するため作成しています。中ほどのページを御覧になっていただきますが、急なお子様の対応や保護者がリフレッシュしたいときに利用していただけるサービスとして「ファミリーサポートセンター」という制度もあります。費用は1回700円必要ですが、市として全く対応が考えられていないのではなく、もしかかもしれませんが、お役に立てるような制度もありますので、御利用いただければと思います。
会長	それでは、議論が絶えないところですが、次の議題も重なるところがあると思いますので、次の議題に移らせていただきます。 議題の(2)「子育て支援施策の検証について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 (こども政策係長)	議題の(2)「子育て支援施策の検証について」です。 昨年度、市内部の検討として、「こども子育て部」だけでなく、広く健康関連部局や教育委員会なども含め、子育て支援に関連する事業の実施状況を調査、分析いたしました。 この検証を行った目的です。大きくは3つあり、(1)妊娠・出産から就学後までの子育て支援施策の検証、(2)その検証結果から、本市の強み弱みを洗い出し、(3)検証結果を带状にまとめ、取組を可視化し、計画的な取組につなげるというものです。 検討結果報告書で別添の資料を、事前に送付させていただきました。時間の都合もありますので、検討結果の冊子から抜粋で説明をいたします。 1 ページの中ほど、子育て支援に関連する事業数は、最終的に一番下の189事業になりました。それを全て羅列するだけでは分かりにくいので、2 ページで189の事業の中から、子どもが参加できるイベント、子どもが利用できる主な公共施設、子育て支援以外の事業に付随する啓発事業の3種類を抽出しました。 3 ページからは、2 ページで抽出した以外の事業を9つに分類し、分析を行いました。 一部紹介します。4 ページには、保育園を代表とする子どもの預かり事業と、母子保健や健康管理を掲載しています。横棒のバーチャートが対象となる年齢を示しています。乳幼児期に手厚く、小学生以降は空白が多くなることが見て取れます。6 ページに飛びます、下段、クが義務教育関連の事業です。広い意味で見ると居場所づくりや健康管理に関する事業も含まれています。4 ページと6 ページを見比べますと、支援の種類として不足があるということではございませんが、対象年齢で乳幼児期と小学校就学以降で区切りが見て取れます。市としましては、対象年齢に違いがあっても、継続的な支援が必要な場合には、関係する部署同士での連携を図る必要性を再確認したところです。 内部検討結果として、2つ挙げています。 1、現在実施している子育て支援に関連する事業で他市等と比べても不足しているようなものはない。今後、見直し等が適切に実施できるよう、国の政策等に注意しておく必要があるということ。2、検討を行う過程で、市の職員であっても把握できていないような個別の事業もありましたので、従来からの広報や市ホームページだけでなく、SNSなど新たなツールも活用し、積極的な情報発信に務める必要があるということです。
--------------------------	---

事務局 (こども政策係長)	今回の検討では、事業の有る無しという大きな尺度で検討をいたしましたので、例えば、保育園で保育を実施しているという点では他市町村と同様ですが、更に細かく、保育の時間はどうか、障がいのある子どもの保育はどうかという比較までは実施していません。 細かな事業の実施内容というより、大きな尺度で検討した結果ということで、御報告させていただき、委員の皆様から御意見をいただければと考えております
会長	それでは、ただ今の事務局の説明について、何か御質問・御意見等があればお願いしたいと思います。 私から確認ですが、これは尾張旭市にはこうした子育て支援施策があるという全容の確認をしたということでしょうか。 次期事業計画の策定に向けて、各サービスが量のニーズを満たしているか見ていくのですが、それとは別で考えてよいですか。
事務局 (こども未来課長)	事業計画とは別で、子育て支援施策だけでなく、幅広く全市的な検証に取り組んだものです。
会長	少し説明しますと、子ども・子育て支援事業計画では、保育園や病児保育など子育て支援事業の量の見込みとその確保の方策について、現状を把握・分析し、次の5年間の事業計画につなげていくことになるのですが、今回の検証は、それとは別で子育て支援事業以外も含めて、子育て支援に関わるものの全体を把握しようという情報の提供という理解でお願いします。
事務局 (こども未来課長)	先ほどの議題でも話題になっていましたが、他市では実施しているのに本市では未実施というようなことがないか確認するため作成したものです。
会長	ありがとうございました。それでは何かありましたら。
事務局 (こども未来課長)	お手元の「のびざかり」は、主に母子保健、子育て支援の御案内となっています。それに加え、市全体で子育てに関わるもの、教育などまで含めた形となっています。
会長	随分意欲的に取り組まれたと思います。市役所内の部署の枠を超えて全てを把握しようとしたことは評価すべきことと思います。 まずは、報告を受けたということで、意見等があればこの後、次回も含めお尋ねいただければよろしいかと思います。 先を急いですが、もう一つ議題がありますので、そちらに移りたいと思います。 (3)「認定こども園の普及促進に関する対応方針について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 (こども政策係長)	議題の(3)「認定こども園の普及促進に関する対応方針について」です。 本市には、現状、認定こども園はない状況ですが、今後、認定こども園を設置したいというようなことがあった場合の対応方針を定めましたので、御報告させていただきます 認定こども園の概要は、事前に送付した資料3別添冊子の2ページを御覧ください。 内閣府資料の引用ですが、真ん中あたりの大きな丸のところで、就学前の教育、保育を一体として捉え、一貫して提供するというので、教育を担っていた「幼稚園」と保育を担っていた「保育所」の両方の良さを併せ持った施設とされています。 資料3を見ていただき、1の基本的な考え方ですが、本市では、目指す姿に掲げる3点を踏まえまして、認定こども園の普及促進を図ることを基本としたいと考えております。 普及促進を図ることを基本としますが、2の普及促進する認定こども園では、4つある認定こども園の類型とその運営主体の表中で、類型は幼保連携型認定こども園、運営主体は社会福祉法人を除いた部分を薄く色付けしています。 次の(1)で認定こども園の類型があります。4つある認定こども園の類型について簡単に説明しますと、幼保連携型認定こども園が一般的にイメージし易い、同一の施設で教育・保育・子育て支援の機能を持つ型になろうかと思えます。幼稚園型は幼稚園に保育所の機能を備える型。保育所型は保育所の幼稚園の機能を備える型、地方裁量型は、いわゆる認可外施設が認定こども園としての機能を備える型となります。 この類型のうち、本市では、保育園の待機児童が生じている状況、市内にある4つの私立幼稚園の利用状況なども踏まえまして、当面の間は既存保育所から認定こども園への移行は実施せず、新規設置と既存幼稚園からの移行を優先的に促進するものとする。そして、普及促進する類型は、幼保連携型を原則として、幼稚園からの移行については、幼稚園型も選択可能とすることとしました。 その運営主体は、新規の場合は社会福祉法人を原則とすることとしております。 対応方針としましては、国の制度等も踏まえつつ、本市の状況を整理し、当面の間ということで、定めたものと御理解いただきたいと思えます。
会長	ありがとうございました。ただ今の方針の説明について、御意見、御質問があればお願いします。

加藤委員	保育園から認定こども園への移行を行わない理由として、保育の定員が充足していないということが挙げられていますが、教育の定員となる1号認定は3歳以上なので、保育の不足について説明をお願いしたいです。
事務局 (こども未来課長)	待機児童が生じていることを理由としていますが、待機児童は3歳未満児で生じており、3歳以上の1号認定との関係も承知しておりますが、定員については面積の要件がありますので、面積的に可能であれば、未満児の対応に回したいということで、御理解をお願いしたいと思います。
会長	待機児童がある状況では、保育の定員を増やしたいということですね。保育所が幼保連携型認定こども園になると教育の定員枠が設けられますが、それでは保育の定員が増えず、待機児童の解消につながりません。新規の認定こども園であれば待機児童の解消にもつながるという考え方ですね。
事務局 (こども未来課長)	既存の保育園が移行する場合、教育の定員を設けるための面積を確保する必要があるわけですが、それができるのであれば、むしろ保育の定員を増やしてほしいという考えです。 3歳未満児と3歳以上ということで加藤委員が疑問をお持ちということでしょうか。
加藤委員	切れ目のない支援という視点からですが、現在、保育園を利用する保護者が第2子を妊娠・出産、育児休業を取得すると退園しなければなりません。保護者は、そうならないように、生まれる時期を計算してまで子育てをしてみえる状況です。 そんなとき、満3歳以上であれば1号認定に移行して園に残ることができれば、切れ目のない支援につながるのではないかと感じました。
会長	私はこういう制度のことが専門なのですが、子ども・子育て支援新制度は待機児童の解消と幼児教育・保育の一体的提供ということを狙った制度ですが、幼保の一体的提供のメリットは国際的に共有されていて、制度が分かれているのは日本と韓国ぐらいなんです。アメリカは多様すぎて括れませんが、基本的には財政的にも一体で、資格・免許も同じというのが国際的な標準です。 なぜ一体的がいいのか、認定こども園がいいのかと言うと親の就労状況に関わらず子どもが同じところで育っていけるということなんです。 つまり、地域の子どもが保育園、幼稚園で違う施設に通っていて小学校になって全体が集まって、ではなくて、地域の全ての子どもが幼児期から同じところで仲間として育っていけるわけです。

会長	幼児期に利用した施設の違いでいじめにつながるということもありません。ずっと一緒に育っているのです。だから、親の就労に関わらず質の高い教育・保育を提供する認定こども園を作ろうというのが大きな柱になっています。 もう1つの柱が待機児童の解消になりますが、保育園が認定こども園へ変わり、幼稚園的な利用をする方が増えれば、地域の中で従来どおりの幼稚園を利用する方は減ってしまい、経営を圧迫するという問題もあります。ただ、認定こども園の本来の趣旨は量を確保することだけでなく、全ての子どもが一緒に育つということを考えたとき、認定こども園への移行で、どちらかだけを制限することには、それを妨げていいのかと私は思います。国としても待機児童の解消が全面にあります、一方で子ども・子育て支援新制度の施行から5年間は、認定こども園への移行を自治体は妨げないという方針も出されています。ただし、実際には抑制をしているところ、どんどん進めているところもあります。ですので自治体の方針によるところもあります。尾張旭市の子どもたちにより良い幼児教育・保育を提供しようという時に、条件を付けてどうかということを考えたいと思います。
金森委員	今までの意見を聞いており、現実的には保育園から移行することは困難な面があるというのは、何となく分かりました。 となると、現実的に社会福祉法人を立ち上げるところから始めるのは大掛かりで大変なことだと思いますので、幼稚園からの移行も現実的には考えていかなければならないだろうと推察するのですが、現実には園児数が少なくなり経営的にも大変になってきている中で、大改革をして、保育の場所や職員の確保、その他にも大幅な経費が見込まれる中、こんな条件であれば積極的に考えていいという意見が出されていたり、あるいは、今後意見を聞く機会を設けていくなどの考えはあるのでしょうか。

事務局 (保育課長)	平成27年度、子ども・子育て支援新制度が始まったタイミングで、それまで教育委員会で担当していた幼稚園に関することを保育課が担当することに市役所内部でも変更がありました。 その後、年1、2回、各幼稚園の代表の方との意見交換の場を設けております。そういった中で、金森委員も言われるとおり私立幼稚園にとりましては、経営ということも大事な部分ですので、幼稚園によっては、本来の3歳児クラスより早い段階、満3歳からの預かりを実施しているところもあります。それから、幼稚園は終わりの時間が早いのが基本なんですが、長く預かってほしいニーズがあるので、午後5時や6時まで預かり保育を実施したり、一部では夏休みも預かりを実施する園も出てきています。 幼稚園としては、3歳以上のお子さんを預かるノウハウはあるが、3歳未満児になると、オムツが取れていないお子さんの見守りなど、実際には難しいという意見も頂いています。そうした部分が実施できるようになると良いと思いますが、園によつての温度差もあると感じています。 他市では、先ほどの長時間や夏休みの預かりに対して独自の補助を実施しているところもありますので、参考にしながら本市でどうしていくといいのか、幼稚園側とも話しながら考えていきたいと思っています。
会長	今のところ、具体的に手を挙げているところはないということでしょうか。
事務局 (保育課長)	そうですね。具体的にというとな難しいですが、しらぎく幼稚園さんは、長時間や夏休みの預かりもしてみえますが、その他の園は、そこまで拡大はちょっとというところがあります。
事務局 (こども未来課長)	本日は欠席してみえますが、近藤委員が理事長を務めてみえる旭富士幼稚園さんも今年から夏休みの預かりを試行的に実施してみえます。日数は7月中までなので短いかもしれませんが、まずは出来ることから始めていくというお話でした。
事務局 (保育課長)	先ほど担当から幼稚園の入園状況をお伝えしましたが、本市と名古屋市の市境にあるひまわり幼稚園さんは、住所は名古屋市ですが尾張旭市民の利用も非常に多い状況です。 人気の理由として、長い時間預かってもらえるということがあると私どもも思っております。時間外と夏休みの預かりのニーズが非常に高いのかなと思っております。

会長	少しテクニカルな話ですが、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園も保育園も認定こども園も一括して内閣府から補助金等を出すことになったんですが、それまでどおり文部科学省の補助である私学助成金や幼稚園就園奨励費による運営を続けるという選択肢も残されており、まだ多くの幼稚園がそちらに残っているんです。 違いとして、文部科学省からの補助は一括して渡されて、その使途は自由と言えば自由なんです。そして、内閣府の補助に移ると、子どもや先生の数により手厚く補助が行われる制度になっています。ただし、試算では園児数が500人のような大規模幼稚園では、従来の制度よりも補助が少なくなるんです。これは全国的な少子化で園児数が減少し、定員規模の小さな幼稚園が増えているのですが、規模が小さくなくても子ども・子育て支援新制度の中に入れば運営できるよう制度設計されているからです。 ですから、非常に規模の大きな園でなければ認定こども園になった方がメリットは大きいのです。実際にそうした声はお聞きしています。 それから、3歳未満児のノウハウのお話がありましたが、幼保連携型認定こども園では、幼稚園教諭と保育士両方の資格を持った保育教諭が子どもを見ますので、ちゃんと未満児の保育が出来る人を雇用する制度になっていますので、今まで幼稚園の先生だった人が急に赤ちゃんを見るということは基本的に無い前提です。片方の免許しかお持ちでない人には、もう片方の資格を取りやすい特別措置もあります。 また、幼稚園の名前を残したいという話もお聞きしますが、園の名前を残して認定こども園になることはできるんです。ですが、制度上は学校教育法による学校では無くなるので、そのことに拘られるケースもありますが、あるいは幼稚園のままで長時間や3歳未満児を預かるなど、事実上は保育園にかなり近い対応をしているところもあります。 その辺りは、地域により様々な事情もあります。例えば、地域に幼稚園が無くて積極的に誘致した過去がある地域では、保育所を認定こども園化すると幼稚園の経営を圧迫するのではないかと懸念されたり、合併により大きな市域になったところでは、あっちこっちに行かなくても近くで親の就労に左右されず教育・保育を受けられるところがあるということがいいということもあります。
-----------	---

会長	それからもう1点、少し蛇足ですが、今は、保育所の保育指針、幼稚園の教育要領、認定こども園の教育保育要領というそれぞれのガイドラインで3歳以上の幼児教育の部分は内容が揃えられています。保育園は託児で幼稚園は教育という考え方は、もう違っているという考え方を制度的にも担保されています。 そうした中で、幼稚園や保育園がどのような選択をしていくかということについて、できるだけ前向きに地域の子ども全てがより良い教育・保育を受けられるようなことを考えながら、皆様の意見も受け、方針についても見直したりしながら、やっていければと思います。
速水委員	一つ前の議題になってしまいますが、子育て支援事業の検証については、大変分かりやすく資料を作られたと思います。たくさんの資料があっても、先ほども意見がありましたが、市民に伝わっているかというところが重要だと思います。 SNSのことも言われましたが、市の子育て応援メールにはどれくらいの人が登録しているのでしょうか。
事務局 (子育て支援室長)	数字については、資料を持っておりませんので正確にお答えできませんが、登録の案内は機会を見て行っております。 母子手帳の交付時や全戸訪問の際などにも案内しており、特に必要と思われる方には、その場で登録をお願いしたりしています。
速水委員	小さな子どもには割りと情報が入りやすい環境があると思います。子どもが小学生以降になっても情報が入りやすい環境にできるようアピールというか、やっていってほしいと思います。
会長	登録はQRコードで読み込めますか。
事務局 (子育て支援室長)	はい、印刷がしてあります。
会長	なるほど、そういう手間が少ないほうが、これいいよねとなりやすいと思います。
神野委員	登録については、乳幼児全戸訪問の際に配るリーフレットに分かりやすく記載されていて、これに登録するといろいろな子育て支援に関する情報が配信されますと案内しています。
会長	その他に何かあれば。

泉原委員	認定こども園の件ですが、既存の保育園からの移行は当面しないということでしたが、利用者からすると一番求められているのはここなのかなと思います。 私は、下の子が幼稚園を利用しています。時間も長く、夏休みも預かりを利用できますが、それでも長期休暇期間はお弁当持参になるのは、親にとって負担です。 保育園は給食があるなど、いい面もありますが、小学校になった後を考えると、少しでも教育に触れておいたほうがいいかなと考え幼稚園を選択しました。 今日知ったのですが、しらぎく幼稚園さんは長い時間の預かりなども行っておられるということですが、お昼がお弁当なんです。親としては、できれば温かいものを食べさせてあげたいと思います。 やはり、保育園と幼稚園の違いといいますか、それぞれの良いところはあるので、もう少し歩み寄ると子どもにとって良いものになるんじゃないでしょうか。
事務局 (こども未来課長)	今回は、尾張旭市の現状を踏まえた上で方針を定めたものです。 意見としていただいております、親の就労に左右されず、全ての子どもの権利と、その養育といいますか、そういったことにも着目し、より皆さんに求められる形を目指していければとも考えておりますので、ありがたい意見をいただきましたこと、お礼を申し上げます。
会長	継続的に話し合う必要があることだと思います。 選択肢があることは保護者にとっていいことじゃないかとの意見も頂戴しておりますので、そういったことも踏まえて子どもたちが、どうやったら質の高い教育・保育を受けられるかということを大前提にできればと思います。 終了時間も迫っておりますので、まだ御意見もあろうかと思いますが、次回以降、引き続き議論していければと思います。 今回の方針は当面のものということで、今後、また皆様の意見を聞きながら、考えていきたいと思っています。 本日の議題は以上になります。その他、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 (こども政策係長)	日程について、御連絡いたします。 今年度につきましては、次期計画策定に向けた作業も入っておりますので、例年より多く、年４回の会議を開催したいと思います。予定としては、９月、１１から１２月、年が明けて２月に残りの会議を開催したいと思います。予定しています計画策定に向けたアンケート調査の内容等について、国から手引き等を示される時期によっては、開催時期も変更の可能性があります。 開催回数が多いこともありますので、できれば早い段階で開催日を決めておきたいと思いますので、現時点で分かる範囲で結構です。本日お配りしました日程調整表の都合が悪い日に×印を付けて、後日、事務局まで送っていただければと思います。 それが整い次第、残り会議の日程を決めてまいりたいと思いますので、御協力をお願いします。
会長	ただ今の連絡事項で確認等があればお願いします。
加藤委員	日程はいつ頃示されますか。
事務局 (こども政策係長)	６月の中旬には委員の皆様にお知らせしたいと考えておりますので、１週間程度で返信していただきますようお願いいたします。
会長	皆様協力をお願いします。 本日は、長時間に渡って審議していただきありがとうございました。 これをもちまして、平成３０年度第１回尾張旭市子ども・子育て会議を閉会いたします。 ありがとうございました。

平成30年度 第1回尾張旭市子ども・子育て会議次第

日時 平成30年5月31日（木）

午後1時15分～

場所 尾張旭市役所 3階 講堂1

1 開 会

2 議 題

(1) 保育園、放課後児童クラブの入園状況について

資料1

(2) 子育て支援施策の検証について

資料2

(3) 認定こども園の普及促進に関する対応方針について

資料3

3 その他

4 閉 会

尾張旭市子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	所属等	備考
矢藤 誠慈郎	岡崎女子大学	
金森 俊輔	瀬戸旭医師会	
石田 洋子	愛知県瀬戸保健所	
速水 一美	尾張旭市小中学校長会	
近藤 信綱	愛知県私立幼稚園連盟旭瀬戸支部	
加藤 多美	社会福祉法人いしずえ会	
水野 寿美代	尾張旭市学童クラブ連絡会	
神野 みつ美	尾張旭市民生委員児童委員協議会	
加藤 昌恵	尾張旭市小中学校PTA連絡協議会	
梶川 喜和子	尾張旭市地域活動連絡協議会	
富田 紀子	尾張旭市子ども会連絡協議会	
小坂 信行	日立ホームターミナルソリューションズ株式会社	
泉原 沙弓	市民公募	
清水 真奈	市民公募	

(順不同・敬称略)

事 務 局

氏名	所属・職名	備考
阿部 智晶	こども子育て部長	
松野 宏美	こども未来課長	
加藤 剛	保育課長	
加藤 初代	保育課指導保育士	
後藤 収	こども課長	
三浦 明美	こども課子育て支援室長	
齊場 哲也	保育課長補佐	
小椋 基美	こども課こども係長	
久野 善之	こども未来課こども政策係長	
竹内 雄紀	こども未来課こども政策係	

放課後の居場所づくり児童クラブの入園状況について

1 保育園の状況 (4月1日時点 単位:人)

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
申込者数	5 1 1	5 1 8	5 1 7	5 2 1	5 1 5
待機児童数	8	3 4	2 4	1 5	—
未満児拡充定員数	— 1	+ 3 2	+ 3 9	+ 2 8	+ 1 5

- 申込者数は、概ね横ばいで推移。
- 待機児童数は、平成 2 7 年度の 3 4 人から徐々に減少。
- 平成 3 0 年 4 月は、小規模保育事業所の新設で定員 1 9 人増。定員見直しで 4 人減。

2 児童クラブ（公立）の状況 (4月1日時点 単位:人)

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
申込者数	4 4 8	5 2 6	5 9 3	6 4 1	7 2 9
待機児童数	1 0	3 8	3 5	1 4	3 7
拡充定員数	—	—	—	+ 9 5	+ 3 5

※H 3 0 児童クラブ（公立）拡充定員数の内訳

三郷児童クラブ	3 5 人増	小学校生活科室を利用
本地ヶ原児童クラブ	夏休み枠約 4 0 人分	

※学童クラブ（民間）の拡充状況

あおぞら学童クラブ（城山）	約 4 0 人増	既存施設の 2 階を利用
ひまわり学童クラブ（旭）	約 4 0 人増	新設

- 申込者数の増加傾向が続いている。
- 待機児童の内訳 (単位:人)

校区	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
旭	1	1	0	8	1	1	1 2
東栄	1	1	1	7	2	2	1 4
本地原	4	4	1	2	0	0	1 1

- 学童クラブ（民間）を合わせると、約 1 1 5 人の定員増。

子育て支援施策の検証について

尾張旭市における子育て支援施策の実施状況について、平成 2 9 年度に内部検討を行い、検証結果としてまとめました。

1 目的

- (1) 妊娠、出産から就学後までの子育て支援施策の検証を行う。
- (2) 検証結果から、本市の制度の強み弱みを洗い出す。
- (3) 結果を带状にまとめて取組を可視化することで、計画的な取組につなげる。

2 内部検討結果報告書

別添のとおり

3 検討結果

- (1) 決定的に支援対象に漏れがある事業は見当たらない。
⇒ 既存事業について、国の政策や制度を取り巻く環境変化の動向を把握し、適切な時期に見直しの判断ができるよう努める必要がある。
- (2) 事業の認知度に課題あり。
⇒ 既存の情報発信方法だけでなく、新たな情報発信ツールの活用を検討する必要がある。

子育て支援策の全体的な検証と計画的な取組の推進

こども子育て部内プロジェクトチーム検討結果

～ 目次 ～

I 検討の趣旨	1
II 子育て支援に関連する事業の洗い出し	1
1 子育て支援に関する事業調査	1
2 可視化に向けた事務事業の分析	2
III 分析結果と提言	8
関係資料（子育て支援関連事業一覧）	巻末

※巻末資料は、検討結果に掲載した事業の詳細情報のため、重複する内容が含まれます。

■ 本資料について ■

- 本資料は、市長所信表明事項である「子育て支援策の全体的な検証と計画的な取組の推進」について、こども子育て部内プロジェクトチームでの検討結果をまとめたものです。
- 今後の子育て支援施策の参考とするため、子育て支援に関連する事業を帯状などにまとめ、可視化したものです。
- 幅広く子育て支援に関わる事業などの洗い出しに努めたものですが、子どもが対象に含まれるということを幅広く解釈した場合、これ以外にも事業が存在する可能性があります。

こども子育て部内プロジェクトチーム
平成30年3月

I 検討の趣旨

(1) 検討の趣旨

市長所信表明事項である「子育て支援策の全体的な検証と計画的な取組の推進」についてに関し、子育て支援部門だけでなく、他部門の実施する子育て支援に関連する事業を洗い出し、可視化することで、今後の施策検討の参考とする。

(2) 検討内容

- ◎ 本市における妊娠、出産から就学後までの子育て支援施策の検証
- ◎ 検証結果から、本市の制度の強み弱みを洗い出す
- ◎ 結果を带状などで体系的にまとめ、取組を可視化し計画的な取組につなげる

II 子育て支援に関連する事業の洗い出し

1 子育て支援に関する事業調査

(1) 部内PTによる「たたき台」の洗い出し

平成29年8月末時点において、全ての事務事業から子育て支援に関連すると思われる事業を確認

事務事業数	689事業
子育て支援に関連すると思われる事業数	133事業

(2) 庁内照会

上記の部内PT「たたき台」をベースに庁内照会を実施し、担当課などに確認と加除修正を依頼

部内PT「たたき台」の事務事業数	133事業
庁内照会後の子育て関連事務事業数	189事業

2 可視化に向けた事務事業の分析

(1) イベント・公共施設などの抽出

子育て支援に関連する事業のうち、以下のカテゴリに分類されるものを抽出

イベントの開催	公共施設の維持管理	他事業の啓発
---------	-----------	--------

⇒ これらについては、子育て支援と無関係ではないものの、同列で並べることが困難なため別掲

ア 子どもが参加出来るイベントなど

名 称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 全市のお祭りなど												
さくらまつり	●											
健康フェスタ	●											
たのしい夏まつり					●							
市民祭							●					
農業まつり								●				
あさひ冬フェスタ									●			
2. 競技会・大会												
市長杯争奪大会												
市民体育大会												
新春カルタ大会										●		
ジョギング大会										●		
3. 講座・教室												
史跡めぐり		●						●				
公民館講座												

「あさひ冬フェスタ」が開催されるようになったことで、「さくらまつり」、「たのしい夏まつり」、「市民祭」と合わせて春夏秋冬の各季節にお祭りが開催されています。

また、体育・文化面でも年間を通じてイベント・講座などに参加出来る機会が整えられています。

イ 子どもが利用できる主な公共施設

保育園	児童館
子育て支援センター	都市公園・ちびっこ広場
文化会館	中央公民館・地区公民館
体育施設(体育館、プール等)	小中学校の体育施設開放
図書館	新池交流館
城山コミュニティセンター	環境事業センター(リサイクル広場)
多世代交流館	

市内には、15の保育園や9つの小学校区それぞれにある児童館など、主な対象を子どもとしている施設に加え、地域の拠点として活用している公共施設についても、子ども達が利用したり、講座などに参加出来る環境が整えられています。

ウ 子育て支援施策以外の啓発事業

納税推進	交通安全啓発
男女共同参画推進	人権擁護啓発
クリーンシティ推進	更生保護活動推進
禁煙・分煙推進	農業振興
地域工業振興	全国植樹祭啓発
資源循環型社会	環境保全
非核平和	下水道講座
水の有効活用	普通救命普及
消防啓発	

子ども達が社会の一員であることを意識し、地域で活躍してくれることを期待し、様々な分野での啓発事業の対象を子どもに特化した形であったり、子どもも含めた形で実施されています。

(2) 分野別の検討

子育て支援に関連する事業を以下の9つのカテゴリに分類し、分析を実施

相談・見守り	現金給付・手当	保育・預かり・居場所の提供
母子保健・健康管理	障がい児支援	医療費補助
子育て支援団体支援	義務教育関連	その他

ア 相談・見守り

事務事業名	事業名称	出産前	乳幼児(0～5歳)	小学生(6～11歳)	中学生(12～17歳)	保護者	その他 関係大人
かけこみ110番の家事業	かけこみ110番の家						
青少年街頭相談事業	不良行為青少年への声かけ						
青少年悩みごと相談事業	電話・面談による相談						
青少年健全育成推進・啓発事業	青少年健全育成推進事業補助						
地域自殺対策事業	こころの健康相談						
民生委員児童委員事業	児童福祉調査委託						
健康相談事業	保健師・栄養士による相談						
家庭児童相談事業	DV相談等						
子育て支援短期利用事業	養育困難の保護・養育						
要保護児童対策推進事業	要保護児童の早期発見・対応						

子どもの成長段階に応じて、健全な育ちを見守る仕組みが、概ね整っています。子どもや保護者が相談できる窓口などがあります。

出産前の期間に該当する事業はありませんが、この時期は、母子保健や医療費補助などの分野において支援事業が実施されています。

イ 現金給付・手当

事務事業名	事業名称	出産前	乳幼児(0～5歳)	小学生(6～11歳)	中学生(12～17歳)	保護者	その他 関係大人
生活保護業務	扶助費の支給(教育扶助、出産扶助、生業扶助、妊産婦加算、児童養育加算、母子加算など)						
児童手当支給事業	手当支給						
児童扶養手当等支給事業	手当支給(遺児就学手当含む)						
母子家庭等支援事業	自立支援給付						
母子家庭等支援事業	日常生活支援						
特別児童扶養手当	手当支給						
小学校児童就学援助事業	要保護児童援助費給付						
中学校生徒就学援助事業	要保護児童援助費給付						
私立学校修学支援事業	私学補助金						

生活困窮への対応については、個々の事情に応じた切れ目の無い支援が行われています。

また、学校で教育を受けることに関しては、年齢に応じ、就学についての支援が実施されています。

ウ 保育・預かり・居場所の提供

事務事業名	事業名称	出産前	乳幼児(0～5歳)	小学生(6～11歳)	中学生(12～17歳)	保護者	その他 関係大人
健康ボランティア 育成事業	託児ボランティア						
特定教育・保育実 施事業	民間保育園での保 育(病児・病後児保 育・一時預かり含 む)						
認可外保育所支 援事業	待機児童の保育補 助						
保育サービス事業	公立保育園での保 育(延長保育・サ ポート保育含む)						
公立保育所指定 管理事業	公立指定管理園で の保育						
幼稚園就園支援 事業	幼稚園授業料補助						
放課後児童健全 育成事業	放課後の生活の場 提供						
ファミリーサポート センター運営事業	ファミリーサポートセ ンター						

子どもの預かりを目的とした事業については、その大半が乳幼児期に提供されており、中学生になると預かりを目的とした公の事業はなくなります。子どもの年齢が上がるにつれて、預かりのニーズが減少していくことは、小学校の放課後児童クラブに通う子どもが、高学年になると利用しなくなる傾向にあることから推測されます。

生活困窮などの理由で特に支援が必要な子ども達の居場所が不足していると言えますが、今後、学習支援事業などを拡充していくことなどによる対応が期待されます。

乳幼児期には、既存の事業でも手厚い支援が実施されていますが、潜在的なニーズとして、保育園等に預けることができない月齢の子どもを預かってくれる場所が欲しいという保護者のニーズがみられます。

エ 母子保健・健康管理

事務事業名	事業名称	出産前	乳幼児(0～5歳)	小学生(6～11歳)	中学生(12～17歳)	保護者	その他 関係大人
市民総元気まる事 業	親子元気まる						
歯科健康診査事 業	妊産婦歯科健診						
保健事業情報管 理	乳幼児健康診査・ 予防接種						
集団健康診査事 業	ヤング健診						
がん検診等事業	子宮がん検診等						
妊産婦・乳幼児健 康診査事業	妊産婦・乳幼児健 診						
乳幼児歯科保健 事業	歯科健診						
健康ボランティア 育成事業	ブックスタートボラ ンティア						
休日救急当直診 療運営事業	休日救急診療(小 児科)						
かかりつけ医制度 促進事業	地域で適切な医療 が受けられること						
在宅等訪問歯科 診療補助金	在宅歯科診療						

妊娠、出産から子どもが小学生になるまでの間は、主に母子保健の制度により、健康面での支援が実施されています。

子育て支援に特化した事業ではありませんが、病気の際に医療を受けやすい環境の整備に関する事業も実施されています。

小学生以降では、母子保健の対象から外れるため、表中の空白は多くなっています。

オ 障がい児支援

事務事業名	事業名称	出産前	乳幼児(0～5歳)	小学生(6～11歳)	中学生(12～17歳)	保護者	その他 関係者
歳末見舞金支給事業(障がい者等)	歳末見舞金支給						
障害福祉サービス事業	放課後等デイサービス、児童発達支援、障害児相談支援、居宅介護、同行支援、行動支援、短期入所 給付						
障がい者(児)紙おむつ給付事業	紙おむつ給付						
障害者自立支援医療給付事業	自立支援医療給付(育成医療)						
特別障害者手当等支給事業	障害児福祉手当給付						
重度心身障害児介護手当支給事業	重度心身障害児介護手当給付						
障害者補装具給付事業	障害者補装具給付						
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助						
障がい者タクシー基本料金助成事業	障がい者タクシー基本料金助成						
障がい者団体育成支援事業	手をつなぐ親の会等への補助						
福祉課庶務事務	自立支援医療給付(精神通院医療)※県事業						
福祉医療費支給(障害者)事業	障害者医療費助成						
福祉医療費支給(障害者)事業	精神障害者医療費助成						
福祉医療費支給(障害者)事業	指定難病患者等医療費助成						
特別児童扶養手当	手当支給						
ほほえみ広場実施事業	交流事業(バスハイキング)						
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	生活用具の給付・貸与						
地域生活支援事業	日常生活支援(手話通訳者等派遣、日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス)						
地域生活支援事業	尾張旭市障がい者基幹相談支援センター(障がい児に関する相談)						
こどもの発達センター運営事業	相談・支援						
ピンポンパン教室運営事業	障がい児母子通園						

障がいのある子どもについては、早期発見、早期治療に結び付けられるよう、子どもの成長に応じた必要な支援を受けられる環境が整備されています。また、障がいのある子どもを育てる保護者への適切な情報提供、支援を充実していくことも重要です。

カ 医療費補助

事務事業名	事業名称	出産前	乳幼児(0～5歳)	小学生(6～11歳)	中学生(12～17歳)	保護者	その他 関係者
不妊治療費等補助事業	治療費補助金						
福祉医療費支給(子育て支援)事業	子ども医療費助成						
福祉医療費支給(子育て支援)事業	母子父子家庭医療費助成						
福祉医療費支給(子育て支援)事業	妊産婦医療費助成(29年度まで)						
福祉医療費支給(子育て支援)事業	未熟児養育医療給付制度						
国民健康保険給付事業	出産育児一時金						

医療費補助に関しては、子ども医療費の助成対象が通院・入院ともに中学生までを対象としており、自己負担なしで安心して医療を受けることができる環境が整えられています。

全国的には、助成対象を高校生までとしている自治体もあります。

キ 子育て支援・子ども関連団体活動補助

事務事業名	事業名称	出産前	乳幼児(0～5歳)				小学生(6～11歳)				中学生(12～17歳)				保護者	その他 関係大人
資源ごみ回収団体活動奨励事業	廃品回収奨励金															
子ども会活動支援事業	活動補助															
市地域活動連絡協議会事業	みらい子育てネット活動補助															
地域福祉活動推進事業	社協事業補助															
地域コミュニティ活性化事業	コミュニティ活動推進補助															
市民活動支援事業	市民活動促進助成															
ふるさとハローワーク支援事業	就労支援															
市観光促進事業	市観光協会補助															
民生委員児童委員事業	民生委員児童委員協議会事業補助															
更生保護活動推進事業	更生保護女性会活動費補助金															
体育協会支援事業	体育協会活動補助															

地域で子育て支援や、子どもの見守りの活動をしている団体などへの補助については、より多くの目で見守る必要性のある、小学生から中学生までに多く実施されています。

ク 義務教育

事務事業名	事業名称	出産前	乳幼児(0～5歳)				小学生(6～11歳)				中学生(12～17歳)				保護者	その他 関係大人
いじめ・不登校対策推進事業	心の教室相談															
適応指導教室(つくしんぼ学級)運営事業	適応指導教室															
学校体育・部活動推進事業(小学校)	部活動支援															
学校体育・部活動推進事業(中学校)	部活動支援															
児童健康安全管理事業(小学校)	健康診査															
生徒健康安全管理事業(中学校)	健康診査															
学校体育支援事業	記録会等の開催															
児童生徒健康安全管理事業	知能テストの実施															
中学生海外研修事業	費用負担補助															
就学児童・生徒調査事業	学齢簿等の作成															
小学校入学・卒業報償事業	帽子と英和辞典をあげる															
中学校卒業報償事業	卒業証書フォルダーあげる															
学校指導事務	指導主事人件費															
学習支援事業(小学校)	外国人講師賃金等															
学習支援事業(中学校)	外国人講師賃金等															
少人数指導授業推進事業	非常勤教員賃金															
特別支援教育支援事業	瀬戸特別支援学校負担金															
学校生活支援員等派遣事業	補助員、介助員賃金															
特色ある学校づくり推進事業	フラワーブラボーコンクール															
学校給食センター事業	給食提供															

義務教育期間においては、学校の中で様々な支援が実施されています。

この年齢での課題は、核家族化や共働き世帯の増加に伴い、放課後や夏休みなどの長期休暇期間中の居場所の確保についてのニーズが年々増大してきています。

ケ その他

事務事業名	事業名称	出産前	乳幼児(0～5歳)					小学生(6～11歳)					中学生(12～17歳)					保護者	その他 関係大人
対話の行政推進事業	市長を囲む子ども会議																		
対話の行政推進事業	「ヨッシーとe-対話」 「ヨッシーに便り対話」																		
WHO健康都市推進事業	①げんきカード																		
WHO健康都市推進事業	②健康メニュー																		
WHO健康都市推進事業	③あさひ健康マイスター																		
創業支援事業	創業セミナー(託児あり)																		
生活困窮者自立支援事業	子どもの学習支援事業																		
シニアクラブ活動事業	シニア地域いきいき事業																		
尾張あさひ苑利用料助成事業	尾張あさひ苑利用助成																		
ブックスタート事業	絵本配布等																		
家庭教育、地域教育推進事業	地域の教育力推進事業費補助金																		
家庭教育、地域教育推進事業	親子ふれあい教室等																		
家庭教育、地域教育推進事業	思春期家庭教育学級																		
天体観測事業	親子天体観測教室																		
レクリエーションスポーツ運営事業	ニュースポーツ体験会																		
社会体育振興事業	少年スポーツ育成事業																		
地域密着型スポーツ推進事業	ジュニア種目あり																		

Ⅲ 分析結果と提言

本市における子育て支援に関する事業の実施状況を、分野別に整理し、分析した結果、どの分野においても、支援が必要な対象者が想定されていないような状況は見受けられませんでした。

分析の過程においては、市職員であるPT構成員も把握していない事業があり、その内容は効果的であったり、魅力的であっても、事業が市民に認知されていなければ、効果は期待できません。

このような、認知度が低い事業があることや、一部事業においては対象などの見直し余地もあると考えられることから、本PTの分析結果として、以下の2点を今後に向けた提言としてまとめます。

◆ 子育て支援に関する事業についての提言 ◆

● 既存事業見直しの検討

子ども医療費助成のように、一部の自治体では本市よりも対象範囲を広く設定しているものがあります。

現時点で、早急な見直しが不要な事業であっても、国・県の政策や近隣市の事業実施状況などの動向を常に把握し、見直し必要性の是非について適正な時期に判断できるよう努める必要があります。

● 情報発信の強化

隔年で実施している「まちづくりアンケート」の自由意見では、既に本市が実施している事業であっても、早期の実施を要望する意見など、市民に事業を認知されていない場合が見受けられます。

子育て世代が情報を手に入れる方法は、インターネットなどを活用した方法に変わってきています。市広報誌など、既存の情報発信方法だけでなく、SNSなどの新しい情報発信ツールの活用を積極的に検討する必要があります。

プロジェクトチーム構成員等

1 プロジェクトチーム構成員

こども子育て部の係長級職員により構成

所属	役職	氏名
こども未来課	係長	久野 善之
保育課	副主幹	徳井 秀昭
こども課	係長	稲生 さより
こども課こどもの発達センター	係長	森永 久美

2 研究の経緯

時期	内容	
平成29年 7月末まで	開催準備	開催方針、構成員などの決定
8月23日	第1回検討会	方針の共有、今後の進め方
8月末まで	PT作業	庁内照会準備
10月末まで	庁内照会	子育て支援に関連する事業の洗い出し
11月30日	第2回検討会	検討結果の取りまとめ方法
平成30年 3月	第3回研究会	検討結果まとめ

● 卷末資料：子育て支援関連事業一覧（全体を対象とした事業）

番号	課	事務事業コード	事務事業名	事業名称	対象	出産前	乳幼児（0～5歳）						小学生（6～11歳）						中高生（12～17歳）						保護者	その他 周囲大人
1	市民活動課	44-0202	かけこみ１１０番の家事業	かけこみ１１０番の家	市民																					
2	市民活動課	44-0301	青少年街頭相談事業	不良行為青少年への声かけ	青少年																					
3	市民活動課	44-0302	青少年悩みごと相談事業	電話・面談による相談	青少年、保護者																					
4	市民活動課	44-0303	青少年健全育成推進・啓発事業	青少年健全育成推進事業補助	青少年、保護者																					
5	福祉課	16-0106	民生委員児童委員事業	民生委員児童委員協議会事業補助	児童、該当する18未満の児童																					
6	福祉課	16-0106	民生委員児童委員事業	児童福祉調査委託	児童、該当する18未満の児童																					
7	健康課	11-0201	健康相談事業	保健師・栄養士による相談	保護者																					
8	こども課	13-0401	児童手当支給事業	手当支給	中3まで																					
9	教育行政課	23-0404	私立学校修学支援事業	私学補助金	私学小-高																					
10	健康課	11-0502	健康ボランティア育成事業	託児ボランティア	乳幼児																					
11	保育課	13-0206	特定教育・保育実施事業	民間保育園での保育（病児・病後児保育・一時預かり含む）	0-5歳																					
12	保育課	13-0207	認可外保育所支援事業	待機児童の保育補助	0-2歳																					
13	保育課	13-0209	保育サービス事業	公立保育園での保育（延長保育・サポート保育含む）	0-5歳																					
14	保育課	13-0212	公立保育所指定管理事業	公立指定管理園での保育	0-5歳																					
15	保育課	23-0401	幼稚園就園支援事業	幼稚園授業料補助	3-5歳																					
16	こども課	13-0201	放課後児童健全育成事業	放課後の生活の場提供	小学生																					
17	こども課	13-0301	ファミリーサポートセンター運営事業	ファミリーサポートセンター	3か月-小6																					

●巻末資料：子育て支援関連事業一覧（全体を対象とした事業）

番号	課	事務事業コード	事務事業名	事業名称	対象	出産前	乳幼児（0～5歳）						小学生（6～11歳）						中高生（12～17歳）						保護者	その他 周囲大人
18	健康課	11-0104	市民総元気まる事業	親子元気まる	小学生（1-2）、保護者																					
19	健康課	11-0301	歯科健康診査事業	妊産婦歯科健診	妊産婦																					
20	健康課	11-0302	保健事業情報管理	乳幼児健康診査・ 予防接種	乳幼児																					
21	健康課	11-0306	集団健康診査事業	ヤング健診	保護者（18～39歳）																					
22	健康課	11-0307	がん検診等事業	子宮がん検診等	保護者（18～39歳）																					
23	健康課	11-0401	妊産婦・乳幼児健康診査事業	妊産婦・乳幼児健診	妊婦、乳幼児、産婦																					
24	健康課	11-0402	乳幼児歯科保健事業	歯科健診	1.6歳-6歳																					
25	健康課	11-0502	健康ボランティア育成事業	ブックスタートボランティア	乳幼児																					
26	健康課	12-0201	休日救急当直診療運営事業	休日救急診療（小児科）	乳幼児、児童																					
27	健康課	12-0301	かかりつけ医制度促進事業	地域で適切な医療が受けられること	乳幼児、児童																					
28	健康課	12-0902	在宅等訪問歯科診療補助金	在宅歯科診療	障害児																					
29	健康課	11-0404	不妊治療費等補助事業	治療費補助金	不妊治療中者																					
30	保険医療課	12-0403	福祉医療費支給（子育て支援）事業	子ども医療費助成	中学生まで																					
31	保険医療課	12-0403	福祉医療費支給（子育て支援）事業	妊産婦医療費助成（29年度まで）	母子健康手帳交付された妊婦（29年度ま																					
32	保険医療課	12-0403	福祉医療費支給（子育て支援）事業	未熟児養育医療給付制度	1歳未満の乳児																					
33	保険医療課	12-0505	国民健康保険保険給付事業	出産育児一時金	乳幼児																					
34	環境課	51-0303	資源ごみ回収団体活動奨励事業	廃品回収奨励金	子ども会																					
35	こども課	23-0201	子ども会活動支援事業	活動補助	小学生-高校生																					
36	こども課	13-0302	市地域活動連絡協議会事業	みらい子育てネット活動補助	乳児－中学生																					

●巻末資料：子育て支援関連事業一覧（全体を対象とした事業）

番号	課	事務事業コード	事務事業名	事業名称	対象	出産前	乳幼児（0～5歳）						小学生（6～11歳）						中高生（12～17歳）						保護者	その他 周囲大人
37	福祉課	16-0102	地域福祉活動推進事業	社協事業補助	ジュニアリーダー																					
38	市民活動課	71-0101	地域コミュニティ活性化事業	コミュニティ活動推進補助	地域の児童																					
39	市民活動課	71-0301	市民活動支援事業	市民活動促進助成	子ども向けイベント等参加児童																					
40	産業課	64-0302	ふるさとハローワーク支援事業	就労支援	保護者																					
41	産業課	72-0202	市観光促進事業	市観光協会補助	子ども向けイベント等参加児童																					
42	福祉課	15-0901	地域自殺対策事業	こころの健康相談	市民																					
43	文化スポーツ課	26-0203	体育協会支援事業	体育協会活動補助	小中学生																					
44	教育行政課	21-0101	いじめ・不登校対策推進事業	心の教室相談	小中学生																					
45	教育行政課	21-0201	学校体育・部活動推進事業(小学校)	部活動支援	小学生																					
46	教育行政課	21-0202	学校体育・部活動推進事業(中学校)	部活動支援	中学生																					
47	教育行政課	21-0203	児童健康安全事業(小学校)	健康診査	小学生																					
48	教育行政課	21-0204	生徒健康安全事業(中学校)	健康診査	中学生																					
49	教育行政課	21-0205	学校体育支援事業	記録会等の開催	小中学生																					
50	教育行政課	21-0206	児童生徒健康安全事業	知能テストの実施	小中学生																					
51	教育行政課	21-0902	中学生海外研修事業	費用負担補助	中学生																					
52	教育行政課	21-0903	就学児童・生徒調査事業	学齢簿等の作成	小中学生																					
53	教育行政課	21-0904	小学校入学・卒業報償事業	帽子と英和辞典を配布	小（1・6）																					
54	教育行政課	21-0905	中学校卒業報償事業	卒業証書フォルダー配布	中3																					
55	教育行政課	21-0908	学校指導事務	指導主事人件費	小中学生																					
56	教育行政課	22-0101	学習支援事業（小学校）	外国人講師賃金等	小学生																					

●巻末資料：子育て支援関連事業一覧（全体を対象とした事業）

番号	課	事務事業コード	事務事業名	事業名称	対象	出産前	乳幼児（0～5歳）						小学生（6～11歳）						中高生（12～17歳）						保護者	その他 周囲大人
57	教育行政課	22-0102	学習支援事業（中学校）	外国人講師賃金等	中学生																					
58	教育行政課	22-0201	少人数指導授業推進事業	非常勤教員賃金	小中学生																					
59	教育行政課	22-0301	特色ある学校づくり推進事業	フラワーブラボー コンクール	小中学生																					
60	学校給食センター	21-0301	学校給食センター事業	給食提供	小中学生																					
61	秘書課	81-0201	対話の行政推進事業	市長を囲む子ども 会議	小学生、中学 生																					
62	秘書課	81-0201	対話の行政推進事業	「ヨッシーとe-対 話」「ヨッシーに便 り対話」	子ども、保護 者																					
63	健康都市推進室	11-0101	WHO健康都市推進事業	①げんきカード	①年長児																					
64	健康都市推進室	11-0101	WHO健康都市推進事業	②健康メニュー	②③子ども、 保護者																					
65	健康都市推進室	11-0101	WHO健康都市推進事業	③あさひ健康マイ スター	②③子ども、 保護者																					
66	産業課	61-0103	創業支援事業	創業セミナー（託 児あり）	乳幼児、保護 者																					
67	長寿課	14-0103	シニアクラブ活動事業	シニア地域いきい き事業	山の手地区の児 童～高齢者																					
68	福祉課	16-0904	尾張あさひ苑利用料助成事業	尾張あさひ苑利用 助成	中学生																					
69	健康課	11-0403	ブックスタート事業	絵本配布等	6か月児と保 護者																					
70	生涯学習課	23-0101	家庭教育、地域教育推進事業	地域の教育力推進事 業費補助金	小学生、保護 者、実施団体																					
71	生涯学習課	23-0101	家庭教育、地域教育推進事業	親子ふれあい教室 等	小学生、保護 者、実施団体																					
72	生涯学習課	23-0101	家庭教育、地域教育推進事業	思春期家庭教育学 級	小学生、保護 者、実施団体																					
73	生涯学習課	24-0305	天体観測事業	親子天体観測教室	小中学生、保 護者																					
74	文化スポーツ課	26-0102	レクリエーションスポーツ運営事業	ニュースポーツ体 験会	主に幼児・小 学生・保護者																					
75	文化スポーツ課	26-0202	社会体育振興事業	少年スポーツ育成 事業	小学生																					

● 巻末資料：子育て支援関連事業一覧（全体を対象とした事業）

番号	課	事務事業 コード	事務事業名	事業名称	対象	出産前	乳幼児（0～5歳）						小学生（6～11歳）						中高生（12～17歳）						保護者	その他 周囲大人
76	文化スポーツ課	26-0204	地域密着型スポーツ推進事業	ジュニア種目あり	小中学生																					

● 卷末資料：子育て支援関連事業一覧（生活困窮・経済的困窮等を対象にした事業）

番号	課	事務事業コード	事務事業名	事業名称	対象	出産前	乳幼児（0～5歳）							小学生（6～11歳）							中高生（12～17歳）							保護者	その他 周囲大人							
1	こども課	13-0102	家庭児童相談事業	子どもに関する相談	18歳未満、保護者																															
2	こども課	13-0217	子育て支援短期利用事業	養育困難の保護・養育	18歳未満、保護者																															
3	こども課	13-0602	要保護児童対策推進事業	要保護児童の早期発見・対応	要保護児童																															
4	福祉課	16-0302	生活保護業務	扶助費の支給（教育扶助、出産扶助、生業扶助、妊産婦加算、児童養育加算、母子加算など）	各扶助・加算の適用範囲による																															
5	こども課	13-0402	児童扶養手当等支給事業	手当支給（遺児就学手当含む）	ひとり親、18歳の誕生日後の最初の3月31日まで（遺児就学手当は市内に1年以上居住している小・中学生のみ）																															
6	こども課	13-0403	母子家庭等支援事業	自立支援給付	ひとり親																															
7	こども課	13-0403	母子家庭等支援事業	日常生活支援	ひとり親																															
8	教育行政課	23-0402	小学校児童就学援助事業	要保護児童援助費給付	保護、準保護、非課税等																															
9	教育行政課	23-0403	中学校生徒就学援助事業	要保護児童援助費給付	保護、準保護、非課税等																															
10	保険医療課	12-0403	福祉医療費支給（子育て支援）事業	母子父子家庭医療費助成	高校生まで																															
11	福祉課	16-0104	更生保護活動推進事業	更生保護女性会活動費補助金	小中学生 子育て支援事業																															
12	教育行政課	21-0102	適応指導教室（つくしんぼ学級）運営事業	適応指導教室	小中学生																															
13	福祉課	16-0306	生活困窮者自立支援事業	子どもの学習支援事業	中学生																															

● 巻末資料：子育て支援関連事業一覧（障がいのある児童を対象とした事業）

番号	課	事務事業コード	事務事業名	事業名称	対象	出産前	乳幼児（0～5歳）							小学生（6～11歳）							中高生（12～17歳）							保護者	その他 周囲大人
1	こども課	13-0405	特別児童扶養手当	手当支給	20歳未満の中・重度の障害がある児童を養育している保護者																								
2	福祉課	15-0101	歳末見舞金支給事業（障がい者等）	歳末見舞金支給	障がい児																								
3	福祉課	15-0102	障害福祉サービス事業	放課後等デイサービス、児童発達支援、障害児相談支援、居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所 給付	障がい児																								
4	福祉課	15-0104	障がい者（児）紙おむつ給付事業	紙おむつ給付	知的障がい児																								
5	福祉課	15-0106	障害者自立支援医療給付事業	自立支援医療給付（育成医療）	身体障がい児																								
6	福祉課	15-0107	特別障害者手当等支給事業	障害児福祉手当給付	重度障がい児																								
7	福祉課	15-0109	重度心身障害児介護手当支給事業	重度心身障害児介護手当給付	重度心身障がい児の介護者																								
8	福祉課	15-0113	障害者補装具給付事業	障害者補装具給付	身体障がい児																								
9	福祉課	15-0115	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助	軽度・中等度難聴児																								
10	福祉課	15-0204	障がい者タクシー基本料金助成事業	障がい者タクシー基本料金助成	重度障がい児																								
11	福祉課	15-0205	障がい者団体育成支援事業	手をつなぐ親の会等への補助	障がい児																								
12	福祉課	99-0401	福祉課庶務事務	自立支援医療給付（精神通院医療）※県事業	精神障がい児																								

● 巻末資料：子育て支援関連事業一覧（障がいのある児童を対象とした事業）

番号	課	事務事業コード	事務事業名	事業名称	対象	出産前	乳幼児（0～5歳）						小学生（6～11歳）						中高生（12～17歳）						保護者	その他 周囲大人
13	保険医療課	12-0402	福祉医療費支給（障害者）事業	障害者医療費助成	一定障害のある小学生以上・自立支援医療受給者証所持者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条入院をされた16歳以上・特定医療費受給者証（指定難病）所持者または特定疾患医療給付事業受給者票所持者で入院をされた16歳以上																					
14	保険医療課	12-0402	福祉医療費支給（障害者）事業	精神障害者医療費助成	一定障害のある小学生以上・自立支援医療受給者証所持者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条入院をされた16歳以上・特定医療費受給者証（指定難病）所持者または特定疾患医療給付事業受給者票所持者で入院をされた16歳以上																					
15	保険医療課	12-0402	福祉医療費支給（障害者）事業	指定難病患者等医療費助成	一定障害のある小学生以上・自立支援医療受給者証所持者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条入院をされた16歳以上・特定医療費受給者証（指定難病）所持者または特定疾患医療給付事業受給者票所持者で入院をされた16歳以上																					

● 巻末資料：子育て支援関連事業一覧 （障がいのある児童を対象とした事業）

番号	課	事務事業コード	事務事業名	事業名称	対象	出産前	乳幼児（0～5歳）						小学生（6～11歳）						中高生（12～17歳）						保護者	その他 周囲大人	
16	こども課	13-0405	特別児童扶養手当	手当支給	20歳未満の中・ 重度の障害があ る児童を養育し ている保護者																						
17	福祉課	15-0103	ほほえみ広場実施事業	交流事業（バスハ イキング）	障がい児 保護者																						
18	福祉課	15-0105	小児慢性特定疾病児童日常生 活用具給付事業	生活用具の給付・ 貸与	小児慢性特 定疾患児																						
19	福祉課	15-0203	地域生活支援事業	日常生活支援（手話 通訳者等派遣、日常 生活用具給付、移動 支援、日中一時支 援、訪問入浴サー ビス）	障がい児																						
20	福祉課	15-0203	地域生活支援事業	尾張旭市障がい者基幹 相談支援センター（障 がい児に関する相談）	障がい児																						
21	こども課	13-0501	こどもの発達センター運営事業	相談・支援	発達不安児 童、保護者																						
22	こども課	13-0103	ピンポンパン教室運営事業	障がい児母子通園	就園前、就 学前																						
23	教育行政課	22-0202	特別支援教育支援事業	瀬戸特別支援学校 負担金	小中学生																						
24	教育行政課	22-0203	学校生活支援員等派遣事業	補助員、介助員賃 金	小中学生																						

認定こども園の普及促進に関する対応方針について

1 基本的な考え方

認定こども園の普及促進を図ることを基本とする。

＜目指す姿＞

- 待機児童の解消、保育サービスの提供の円滑化
- 就学前教育・保育の提供環境の改善
- 子育て支援の充実

2 普及促進する認定こども園

類型	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
運営主体	社会福祉法人 学校法人	学校法人	制限なし	

※運営法人は「社会福祉法人」を原則とする。

3 その他

- (1) 保育定員が充足していない（待機児童が生じている）ことから、既存保育園から認定こども園への移行は、当面の間実施しない。
- (2) 既存幼稚園からの移行については、幼稚園型認定こども園を選択することも可とする。

※ 詳細は、別添基本方針のとおり。

認定こども園の普及促進に関する対応方針

平成２９年１０月
尾張旭市

目次

I 方針の策定

1 方針策定の背景と趣旨	1
2 方針の位置付け	1

II 認定こども園の概要

1 認定こども園の概要	2
2 認定こども園の意義と役割	2
3 認定こども園の種類	3

III 普及促進に関する方針

1 認定こども園に関する考え方	4
2 本市における就学前教育・保育の状況	5
3 認定こども園の普及促進	6

IV 普及促進すべき認定こども園の基準

1 望ましい認定こども園の形態	7
2 望ましい整備等の内容	7
3 有識者への意見聴取等	10

I 方針の策定

1 方針策定の背景と趣旨

核家族化の進行や共働き世帯の増加により、世代を通して家庭で子育てを学ぶ機会が少なくなり、地域における近隣とのつながりが薄くなることで、地域社会の子育て機能が低下してきているなど、子どもと保護者を取り巻く社会環境は大きく変化してきている。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、就学前の教育・保育機能を担ってきた幼稚園・保育所は、子どもたちが健やかに育つ環境づくりをさらに進めるため、社会環境の変化に柔軟に対応していくことが求められている。

こうした中、育児不安をどのように支え、軽減していくかは、幼稚園と保育所の両施設に課せられた役割であり、教育・保育の場としての施設・機能等の整備や充実は、喫緊の課題となっている。

このような社会情勢を背景として、従来の幼稚園と保育所だけではない、それぞれの良いところを活かしながら、両方の機能を果たすことができる新しい仕組みづくりの観点で「就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、平成18年10月1日から「認定こども園制度」が本格実施となった。

その後、乳幼児期の教育・保育・地域の子育て支援の充実を目的として、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」の一つとして認定こども園法が改正され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしている。

こうした教育・保育ニーズの拡大に対し、新たな選択肢を提供するため、「認定こども園」の普及促進に関する対応方針を定める。

2 方針の位置付け

本方針は、子ども・子育て支援法に基づき策定した「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」の「5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保」で掲げる「認定こども園の設置等に係る普及・促進」の詳細内容を定める方針として位置付ける。

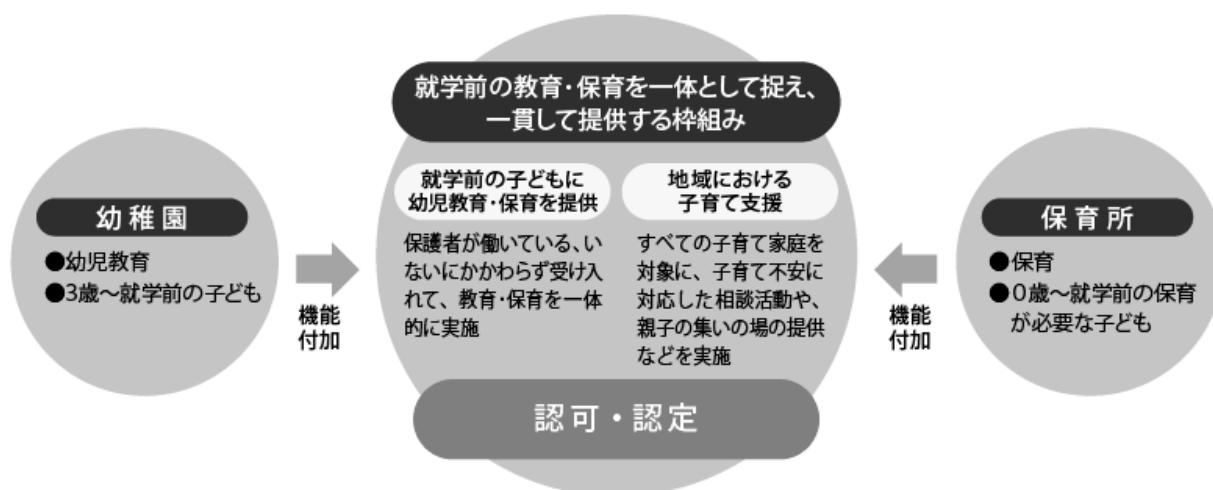
Ⅱ 認定こども園の概要

1 認定こども園の概要

(1) 認定こども園の趣旨

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った施設であり、次に掲げる機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等からの認定を受けることができる。

- ① **就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能**
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- ② **地域における子育て支援を行う機能**
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



資料：内閣府

2 認定こども園の意義と役割

(1) 一貫した幼児教育・保育の提供と選択肢の拡大

幼稚園・保育所の機能が一体化されることにより、保護者の就労形態等に左右されることなく、就学前児童が一貫した幼児教育・保育を受けられる環境の整備が図られ、「幼稚園教諭」と「保育士」が一緒に子どもを見守ることにより、質の高いサービスの提供が図られる。

また、保護者にとっても子どもを預ける施設の選択肢が拡大され、多様なニーズに応じたサービスの提供が図られる。

(2) 子育て支援体制の強化

家庭や地域の教育力が問われている中、充実した幼児教育と多様な保育サービスを提供することができ、全面的に子育てを支援しやすい環境が整備されることになる。

また、家庭で子育てをしている保護者を含め、地域の全ての保護者やこれから親となる人たちの子育てに対する不安や悩みに応えたり、子どもと保護者が共に活動する場を提供したりすることによって、幼稚園と保育所のサービスを最大限に活かした、地域に密着した子育て支援体制を強化することが可能となる。

3 認定こども園の種類

(1) 認定こども園の種類

幼保連携型	単一の施設として、教育・保育・子育て支援機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

(2) 幼稚園・保育所との比較（幼保連携型認定こども園の場合）

	幼稚園	保育所	幼保連携型認定こども園
目的	義務教育・その後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、心身の発達を助長する。	日々保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳幼児を保育する。	小学校就学前の子どもを対象とする教育と乳幼児を対象とする児童福祉法の保育を提供する。
根拠法令	学校教育法	児童福祉法	認定こども園法
所轄官庁	文部科学省	厚生労働省	内閣府
認可権者	県（私立）	県（私立）	県、指定都市、中核市
設置主体	国、地方公共団体、学校法人	制限なし	国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人
対象児	満3歳～就学前幼児	乳児（0歳）、幼児（1歳～就学前）で保育を必要とする子ども	満3歳～就学前幼児 乳児（0歳）、幼児（1～2歳）で保育を必要とする子ども
保育・教育内容	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領

Ⅲ 普及促進に関する方針

1 認定こども園に関する考え方

(1) 国の考え方

ア 子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、以下のように明記している。

- （市町村子ども・子育て支援事業計画に）幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載する。
- 幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設としての認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましい。

イ 国作成の「子ども・子育て関連3法について」では、「幼保連携型認定こども園の普及を促進する」と明記している。

(2) 本市の考え方

ア 尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の「5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保」において、次のように明記している。

- すべての子どもが健やかに成長するためには、良質かつ適切な支援が必要であり、また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要である。
- 本市は、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進するとともに、幼稚園教諭や保育士等の子育てに関わる者が研修や会議等を通じて、相互の理解と連携の強化が図られるよう支援していく。
- 認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、本市では、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていく。

イ 同計画の「施策の展開」においては、次のような事業と指標を掲げている。

事業	内容		担当課
	指標	平成31年度目標値	方向性
教育・保育の提供体制の充実	・幼稚園、保育所、 <u>認定こども園</u> を通じた共通の施設型給付を行うことにより、幼児期の教育・保育の充実を図ります。		こども課
・給付を受けている施設数		2施設	新規

ウ 同計画の「子ども・子育て支援事業計画」においては、平成31年度の「教育・保育の提供体制」を次のとおり掲げており、方針として「保育所の定員増加、認定こども園や地域型保育事業の実施支援、保育所の定員構成の見直しなどを検討」としている。

区 分	平成31年度				
	3～5歳			0～2歳	
	1号 (幼稚園等)	2号		3号	
		幼稚園等 の利用希 望が強い	保育所等	0歳	1・2歳
①量の見込み	1,011人	1,164人		93人	570人
		185人	979人		
他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市50人 長久手市100人				
②確保方策	教育・保育施設	0人	1,164人	88人	474人
	確認を受けない幼稚園	市内411人 名古屋市400人 瀬戸市200人	0人		
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市50人 長久手市100人			
	地域型保育事業			0人	81人
	認可外保育施設		0人	5人	15人
	②－①過不足	0人		0人	0人

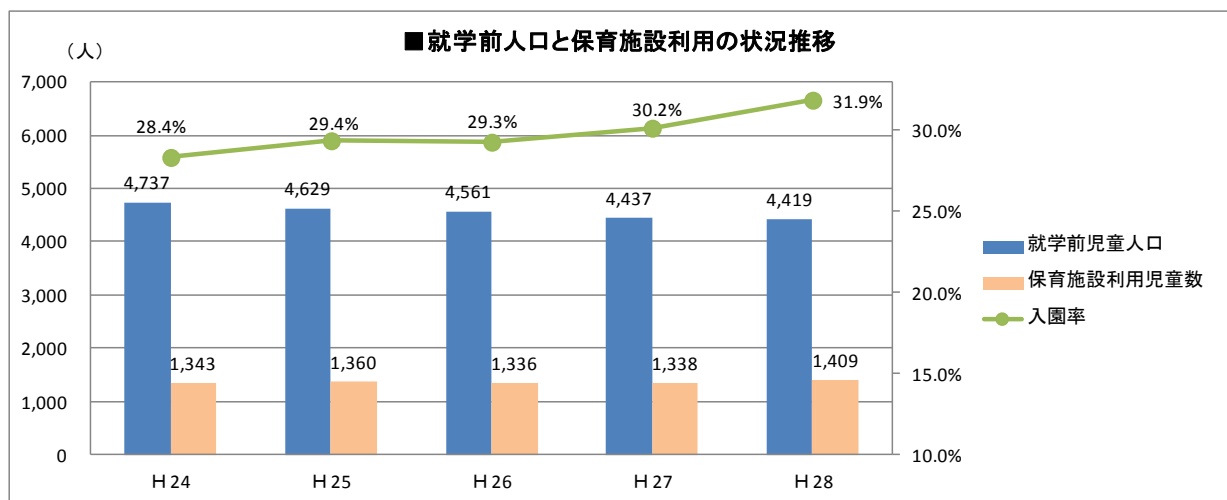
※ 平成28年度実施の見直し反映後の数値

1号（認定）	教育を希望する3歳以上児
2号（認定）	保育が必要な3歳以上児
3号（認定）	保育が必要な3歳未満児

2 本市における就学前教育・保育の状況

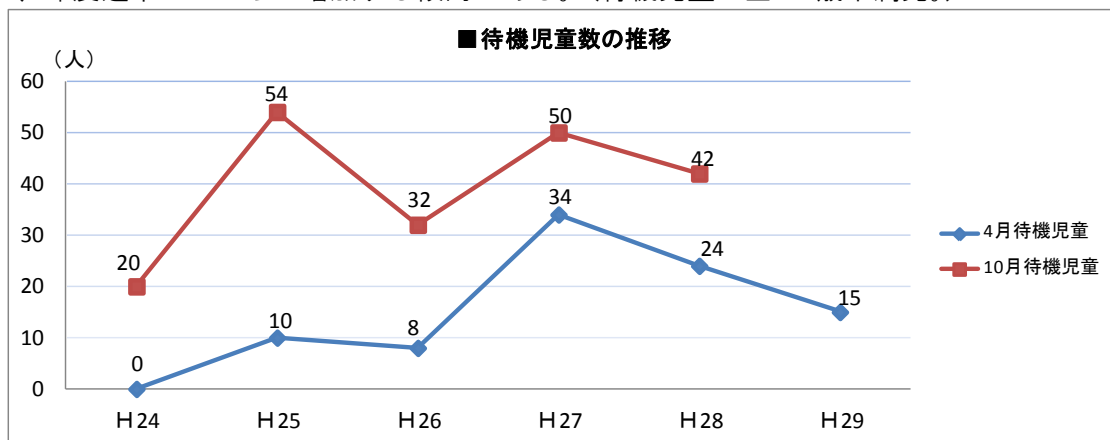
(1) 保育所利用ニーズの高まり

核家族化の進行や共働き世帯の増加、就労形態の多様化等によって、子育て家庭の保育所利用ニーズは年々高まりが増している。



(2) 待機児童の発生

定員の拡大や小規模保育事業所の整備等を進めているが、毎年、年度当初には待機児童が発生し、年度途中にはさらに増加する傾向にある。（待機児童は全て3歳未満児。）

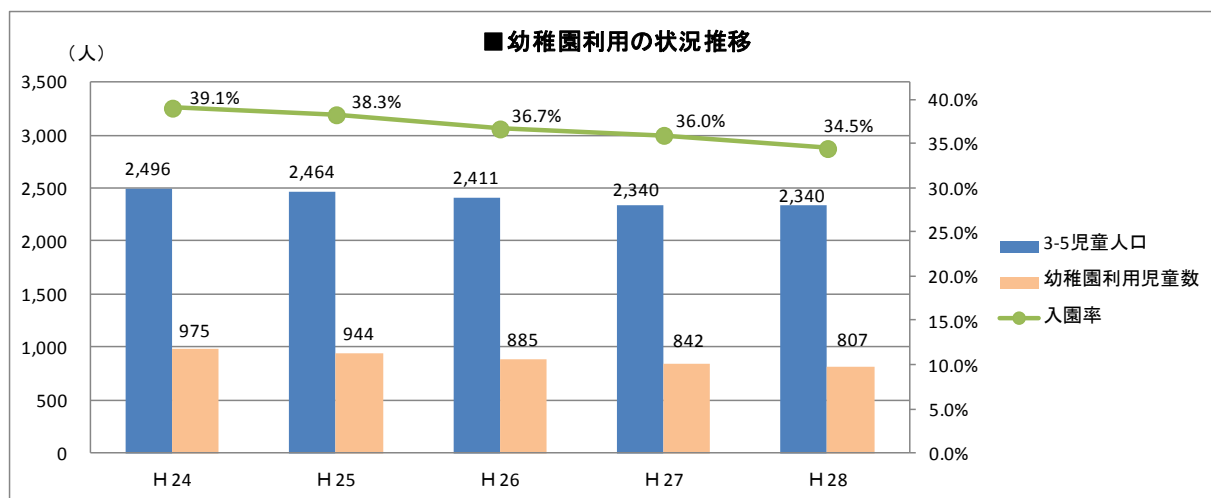


【参考：待機児童が発生している3歳未満児の定員拡充状況】

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
30人	7人	▲1人	32人	39人	38人

(3) 私立幼稚園入園率の減少

市内に4か所ある私立幼稚園の入園率は低下傾向にあるため、このままでは将来的に適正集団規模の維持が困難となることも予想される。



3 認定こども園の普及促進

(1) 認定こども園の普及促進

喫緊の課題である待機児童対策や教育・保育の質の維持向上、地域の子育て支援の充実については、引き続き重点的に取り組む必要がある。

なお、幼稚園については、提供体制は充足されているため、長期的な視点においては、顕在化する「保育ニーズ」に対応するため、認定こども園への移行について検討する必要性が予測される。

一方、保育所についても、潜在的な「教育ニーズ」にも対応できるように、認定こども園への移行について検討するという視点も重要となる。

こうしたことに加え、国の考え方や本市の関連計画における考え方等も踏まえ、本市においても、認定こども園の普及促進を図ることを基本とする。

(2) 認定こども園の普及促進によって目指す姿

ア 待機児童の解消、保育サービスの提供の円滑化

待機児童の解消や保育環境の改善、保育施設の利用円滑化を図る。

イ 就学前教育・保育の提供環境の改善

- ・幼稚園教諭（幼稚園）と保育士（保育所）による質の高い教育と保育を提供する。
- ・幼稚園教諭と保育士の人材を有効に活用する。
- ・保育サービスが必要な「2号認定」及び「3号認定」や、教育を希望する「1号認定」に一体的な教育・保育サービスを提供する。

ウ 子育て支援の充実

- ・地域の子育てを支援し、充実を図る。
- ・保護者の就労形態の変化に対応し、同一施設で教育・保育を提供する。

IV 普及促進すべき認定こども園

1 望ましい認定こども園の形態

(1) 認定こども園の類型

ア 本市では、1号認定の定員が充足され、今後も3号認定を中心とした定員枠の提供体制の確保が必要であることを踏まえ、当面の間は、既存の保育所から認定こども園への移行は実施せず、新規設置及び既存の幼稚園からの移行を優先的に促進するものとする。

イ 上記と同様の理由により、普及促進すべき認定こども園の類型は、「幼保連携型」を原則とする。なお、既存の幼稚園からの移行の場合は「幼稚園型」を選択することも可能とする。

(2) 認定こども園の運営主体

本市では、運営の安定性や継続性の確保、また保護者等の不安を軽減するという視点を重視し、新規で設置する認定こども園の運営主体は、「社会福祉法人」を原則とする。

2 望ましい整備等の内容

(1) 幼保連携型認定こども園の場合

ア 国・県による整備基準の順守

幼保連携型認定こども園については、次の法令等に基づき認可又は整備をするものとする。

(イ) 国関係

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(i) 県関係

- ・ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 認定こども園の認定及び認可に関する規則
- ・ 幼保連携型認定こども園設置の認可の申請等手続要領

●参考：「幼保連携型認定こども園設置の認可の申請等手続要領」の概要

項目	基準の内容			
設置者	幼保連携型認定こども園を経営するために必要な財産があること			
職員配置	0～2歳児	3人：1人（0歳児）		
		6人：1人（1・2歳児）		
	3～5歳児	短時間利用児	30人：1人	
		長時間利用児	20人：1人（3歳児）	
			30人：1人（4・5歳児）	
学級担任	35人：1人			
職員資格	幼稚園教員免許及び保育士登録			
園舎等の場所	同一敷地内又は隣接敷地内			
(1) 園舎の面積	3～5歳児 1学級…180㎡ 2学級…320+100×（学級数－2）㎡			
	0～5歳児 2歳未満児 乳児室又はほふく室 3.3㎡／人 2歳以上児 保育室又は遊戯室 1.98㎡／人			
(2) 園庭の面積	ア及びイを満たすこと ア 2歳児以上 …3.3㎡／人 イ 2歳児 …3.3㎡／人 3歳児以上 …2学級以下 330+30×（学級数－1）㎡ 3学級以上 400+80×（学級数－3）㎡			
(3) 調理室	設置			
教育及び保育の内容	幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づく等の基準を満たす教育及び保育の内容に関する全体的な計画が策定されていること			
職員資質の向上等	認定こども園の長及び保育に従事する職員の資質の向上を図ることを目的とした研修の計画が策定されていること等			
子育て支援事業	認定こども園の所在する地域の需要を市町村と連携すること等により把握した子育て支援事業の計画が策定されていること等			
管理運営等	認定こども園に1人の長を置くこと、開園日数及び開園時間が保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められたものであること等			
申請期限	(1) 事前承認申請 施設整備を伴う幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請をしようとする場合は、工事着工予定日の3月前までに、施設の予定所在地の市町村を経由して、愛知県健康福祉部子育て支援課へ幼保連携型認定こども園設置認可事前承認申請書（事前承認申請書様式）を提出し、設備基準について承認を受けた後に工事着工すること なお、市町村は、事前承認申請書を提出するに際し、申請内容について、市町村子ども・子育て支援事業支援計画との整合性についての意見書（意見書様式）を添付すること (2) 設置認可申請 幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けようとする場合は、事業開始予定日の6月前までに、施設の予定所在地の市町村を経由して、愛知県健康福祉部子育て支援課へ幼保連携型認定こども園設置認可申請書を提出すること			

イ その他の望ましい基準

(7) 運営全般

次に掲げる事項を満たした計画に基づき、事業を運営する。

- ・ 幼児教育及び児童福祉の理念を持っている。
- ・ 事業の継続性・安定性を保つことができる。
- ・ 教育・保育の質を維持・向上できる体制が確保できる。
- ・ 多様な教育・保育ニーズに対応したサービスを提供することができる。
- ・ 子どもの発達・育ちを重視し、子どもを中心に据えた良好な教育・保育を実施することができる。
- ・ 本市の伝統・文化・地産地消等、特性を活かした教育・保育ができる。
- ・ 地域との交流や、地域のノウハウを活用した運営ができる。
- ・ 資金計画や経営体質において健全で透明性のある経営が見込める。

(4) 定員

- ・ 認可定員は、90人以上140人以下を基本とする。
- ・ 保育標準時間・保育短時間別の利用定員は設定しない。
- ・ 利用定員は、認可定員の範囲で設定する。

(7) 開所時間

- ・ 概ね午前7時から午後6時半の間において、標準保育時間として11時間実施し、その後1時間以上の延長保育を実施する。
- ・ 標準保育時間のうち8時間を「コアタイム」として設定する。

(1) 近隣住民への配慮

- ・ 近隣住民や関係者に対し、設置に係る事前承認申請する旨を事前に説明し、一定の理解を得る。また、土地の測量、工事着工等の際には、再度必ず事前に近隣住民や関係者への説明を実施する。
- ・ 地域役職者（自治会長、民生・児童委員等）に事前説明する際には、あらかじめ市役所こども未来課と調整する。
- ・ 施設利用者の送迎車両の駐車対策は「重要な課題」と認識し、敷地内若しくは近隣に駐車場を確保するようにし、絶対に路上駐車をさせないようにするとともに、併せて園児等の安全確保についても万全を尽くす。

(2) 幼稚園型認定こども園の場合

ア 県による整備基準の遵守

幼稚園型認定こども園については、関係法令や運営の基準が幼保連携型認定こども園と異なる部分があるため、愛知県が定める「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請手続き等について」及び関係法令に基づき認可又は整備をするものとする。

イ その他の望ましい基準

原則、幼保連携型認定こども園の場合と同様とするが、その適用に当たっては、移行前の幼稚園の運営等を十分考慮するものとする。

3 有識者への意見聴取等

愛知県の「幼保連携型認定こども園設置の認可の申請等手続要領」に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業支援計画との整合性についての意見書」については、尾張旭市子ども・子育て会議の意見のほか、近隣等の幼稚園又は保育園から聴取した意見等を踏まえ、総合的な観点をもって作成する。

また、整備補助を伴う場合にあっては、財政措置の可否や補助制度の準備に必要な時間的等についても勘案した上で、意見書を作成する。

幼稚園入園状況調

1 尾張旭市内幼稚園

(平成30年4月1日時点 単位：人)

幼稚園名	認可定員数	園児数	
		うち尾張旭市民	
愛英本地幼稚園	405	163	70
旭富士幼稚園	420	113	111
しらぎく幼稚園	400	285	198
東春暁幼稚園	209	194	194
合 計	1,434	755	573

2 市外で尾張旭市民の利用が多い幼稚園

(平成30年4月1日時点 単位：人)

幼稚園名	所在地	認可定員数	園児数	
			うち尾張旭市民	
ひまわり幼稚園	名古屋市守山区	627	618	117
みつる幼稚園	名古屋市守山区	310	288	55
第2若竹幼稚園	名古屋市守山区	294	224	75
金城学院幼稚園	名古屋市守山区	175	126	18
志だみ幼稚園	名古屋市守山区	310	205	44
マリア幼稚園	瀬戸市	240	229	66
瀬戸幼稚園	瀬戸市	440	384	89
はちまん幼稚園	瀬戸市	310	250	46
真貴幼稚園	瀬戸市	420	362	20
菱野幼稚園	瀬戸市	315	397	39
合 計		3,441	3,083	569

※主な市外幼稚園を抽出しているため、利用者総数とは異なります。